

◇番号：202601

◇研究機関名	福岡教育大学	◇不正の種別	預け金
◇不正が行われた年度	平成 26 年度	◇最終報告書提出日	令和 8 年 6 月 24 日
◇不正に支出された研究費の額	534, 577 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要
【発覚の時期及び契機】 令和 7 年 11 月 28 日に元教授による公的研究費の不正使用に関する疑い（預け金）について、不正に関する申し立て窓口に対して告発があった。 【調査に至った経緯等】 国立大学法人福岡教育大学研究活動不正防止規程に基づき、予備調査を実施し、令和 7 年 12 月 26 日に本調査の実施を決定した。
◇調査
【調査体制】 調査委員会（学内委員 2 名、学外委員（弁護士、公認会計士）2 名）を設置して調査を実施した。 【調査内容】 ・ 調査期間 令和 8 年 1 月 23 日 ～ 令和 8 年 6 月 10 日 ・ 調査対象 対象者：元教授 対象経費：平成 26 年度科学研究費助成事業及び大学運営経費（教育研究費） ・ 調査方法 財務関係書類の確認 元教授及び取引業者からの聞き取り（ヒアリング）調査 等
◇調査結果
【不正の種別（例）架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等】 預け金 【不正の具体的な内容】 ・ 動機、背景 元教授は、取り組んできた研究を大学退職後も継続する予定であったが、当時、大学の退職時期が迫っていたことから、退職後の研究費用（成果物の印刷費用など）に充てるため預け金を行った。 ・ 手法 元教授は、英文校正業務の役務を完成していなかったにもかかわらず、「契約に基づく修繕・役務を完成した」旨の内容虚偽の記載をした完了通知書を取引業者に作成させ、これと整合する内容の請求書・見積書などとともに完了通知書を大学に提出し（あるいは、取引業者をして提出させ）、大学に平成 26 年度科学研究費助成事業にかかる正当な英文校正業務の役務が完成したものと誤信させ、取引業者に 338, 732 円を支払わせる手法で、同額の預け金を作出した。 また、大学運営経費である平成 26 年度教育研究費から、元教授の研究にかかる英文校正業務の役務完成の対価として、上記科学研究費助成事業での疑義に係る取引業者と同一の業者に 195, 845 円が支払われている。当該支払については、支払通知書以外の財務関係書類は調査開始時点で保管期間満了のため、大学に保管されていなかった。しかし、取引業者代表者は、これについても同様の預け金であったと説明し、取引業者より提出された関係資料（メモ）において、これについても上記 338, 732

円と合算して預け金として管理されていた記載がある。そこで、支払先の同一性、支払対象役務の共通性、支払時期の近接性も踏まえ、これについても同様の手法による不正があったものと認定した。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	338,732 円	平成 26 年度	1 人
大学運営経費 （教育研究費）	195,845 円	平成 26 年度	1 人
計	534,577 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

不正等に支出された 534,577 円のうち 511,400 円については、取引業者が預り金として分別管理し、大学への速やかな全額の返還に同意していることから、私的流用はなかった。一部費消額 23,177 円についても、大学の適正な手続きを経ることなく支出されたものではあるが、英文校正費用に充てられた事実は認定でき、元教授が研究とは無関係な個人の利益を得るための支出に流用したものととは認定できないため、私的流用はなかったものと結論づけた。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

調査委員会による財務関係書類の確認、元教授及び取引業者からの聞き取り（ヒアリング）調査等の結果、元教授が平成 26 年度科学研究費助成事業から 338,732 円、平成 26 年度大学運営経費（教育研究費）から 195,845 円の計 534,577 円を、故意に取引業者に架空請求させ、預け金を作出する研究費の不正使用を行ったと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

1) 倫理観の欠如

元教授は、預け金を作出することが研究費の不正使用にあたることなどを説明した「平成 26 年度福岡教育大学コンプライアンス教育」を受講し、「平成 26 年度科学研究費助成事業 経費執行等に関する説明会」に参加するなどしており、預け金が研究費の不正使用にあたることを認識しながら、大学を退職後も継続する研究費用（成果物としての冊子の印刷費用など）に充てるための資金を確保する目的で、詳しい事情を知らない取引業者に完了通知書等の作成の協力を求め、安易に不正に及んでおり、元教授の研究費の不正使用に対する倫理観が欠如していたことが不正の主たる要因である。

2) 検収の形骸化

取引業者が作成し大学に提出された完了通知書に財務企画課の検収印、元教授の確認印はあるものの、61,309 単語ものの英文校正の成果物（校正後の原稿）を財務企画課が実際に確認したかどうかは記録上定かではなく、取引業者が当該英文校正業務を一切行っていない旨説明していることを踏まえれば、少なくとも当時の財務企画課による検収も形骸化していたものと認めざるを得ない。

【再発防止策】

事案発生から現在まで構成員の意識向上と浸透を図る取組、役務提供の会計手続きの周知等を実施してきているが、今後は、コンプライアンス教育及び啓発活動に今回の事例を具体例として示し、一層の意識向上に努める。

現在、支払処理時には「見積書・納品書（完了通知書）・請求書」に加え「内容が確認できる書類」を必須書類としており、すべての書類が揃っている場合に支払いを行っている。なお、上記の「内容が確認できる書類を必須書類としていること」については、令和 4 年に作成した「物品購入・役務提供等に係る会計手続きガイド」へ明記し、教職員グループウェアに掲載するとともに「科学研究費助成事業 経費執行等に関する説明会」においても周知するなど、当時より検収体制を強化しており、引き続き適切な検収を実施する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

元教授は、現在福岡教育大学に在籍しておらず、大学において処分を行うことはできない。不正使用額等は元教授及び取引業者へ返還を求め、既に返還済みである。

・本件の公表状況

令和8年7月24日 福岡教育大学公式ホームページで公表（氏名公表あり）